

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第七十六条 法第五十一条の三第一項及び令第二十四条第一項の規定により、<u>法第十六条第一項及び第十七条第三項（これらの規定を法第二十一条において準用する場合を含む。）</u>に規定する厚生労働大臣の権限は、<u>地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。</u></p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第七十六条 法第五十一条の三第一項及び令第二十四条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、<u>地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号に掲げる権限（法第十二条第三項に係るものに限る。）及び第二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。</u></p> <p>一 <u>法第十二条第一項及び第三項に規定する権限</u></p> <p>二 <u>法第十六条第一項及び第十七条第三項（これらの規定を法第二十一条において準用する場合を含む。）に規定する権限</u></p> <p>三 <u>令第十一条から第十三条までに規定する権限</u></p>